

租税特別措置・補助金の適正化の進め方（案）

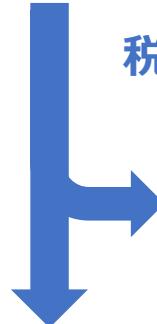
資料1

※ 租税特別措置・補助金の見直しについては、R8年度予算編成・税制改正から着手

R7

11月25日 行政改革・効率化推進事務局（租税特別措置・補助金見直し担当室）設置

12月2日 租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議



税制改正プロセス・予算編成過程で必要な見直しを実施

直ちに見直し可能な項目については、
令和8年度政府税制改正大綱・令和8年度当初予算概算に反映

R8

1月

- 見直し結果概要を報告・公表

※ 1~3月は、R7年末での見直しの経験を踏まえ、担当室においてR9年度要求・要望に向けた対応を検討

※ R9年度予算編成・税制改正では、要求・要望段階から査定段階まで一貫した対応を実施

4月～

- R9年度要求・要望に向けて、要求官庁と連携して租税特別措置・補助金の総点検を行う。
(各省の行政事業レビュー自己点検プロセスやEBPMのアドバイザリーボード等、既存の取組も活用)